

シカの侵入が危惧される地域のシカ生息状況調査外委託事業

(令和元年度シカによる森林被害緊急対策事業)

報告書要約版

1. 事業目的

九州の森林地帯においては、ニホンジカ（以下、「シカ」という。）によって林内の低木・草本類などの下層植生が食害を受けるとともに、中・上層木においても剥皮被害や枯死、倒木が増加している。その被害は人工林のみならず天然林にも及んでおり、生息区域も拡大している。

こうした状況を踏まえ、本事業では佐賀地域・長崎地域において、目撃情報等が寄せられている地点において、シカの生息状況、植生被害の状況調査などの分析・検討を行い、獣害対策の鉄則である「早期発見、早期対策」に努め、今後のシカ被害対策に活用する。

2. 事業内容

本事業における事業実施地域は、佐賀県伊万里市、鹿島市、佐賀市三瀬及び長崎県大村市、佐世保市、松浦市、東彼杵町における国有林の範囲とし、以下の調査実施及び検討委員会を開催した。

(1) 自動撮影カメラによる確認

自動撮影カメラは、Lt1Acorn5210 及び EnkeeoPH730 を使用し、1 地点につき 1 台、佐賀県、長崎県で合計 60 台設置した。

(2) シカの鳴き声による確認

音声レコーダーを 7 地域にそれぞれ 1 台、合計 7 台設置し、シカの鳴き声が記録されるか確認した。音声レコーダーによる記録は、日没後と日出後の 1 日 2 時間とした。

(3) 植生被害レベル・植生調査

20m 区画の植生調査プロットを 8 箇所設定し、シカの食痕や下層植生の被害状況、立木の被害状況等を確認した。また、シカによる植生への影響簡易版チェックシート（改訂版 Ver. 3）を用いて植生被害レベルを判定した。

(4) 検討委員会の設置

九州においてシカの生態及び行動等に詳しい専門家 3 名を検討委員に委嘱し、森林管理署及び県等関係機関を参集して検討委員会を設置した。

3. 調査結果

(1) 自動撮影カメラによる確認

自動撮影カメラを計 62 地点に設置した結果、大村市の No. 57 地点でシカが静止画で 1 回、動画で 1 回の計 2 回撮影された。1 個体は若いオス又は成獣メス、もう 1 個体は性別不明の成獣シカと考えられた。

(2) シカの鳴き声による確認

今回、シカの鳴き声は確認されなかった。音声レコーダーの集音可能な範囲内（約 3 ha）にシカは生息していないか、または生息数が少なく、鳴く頻度が低かったため、録音に至れなかったと考えられた。

(3) 植生被害レベル・植生調査

全 7 地域 56 地点の植生被害レベル調査及び植生調査の結果、シカによるものと判断できる被害等は確認できなかった。また、植生被害レベルは、全調査地点でレベル 0 と判定された。

(4) 検討委員会の開催

検討委員3名、関係機関13名、オブザーバー1名の計17名が参加した検討委員会を開催した。検討委員会の議事録を作成し、報告書にとりまとめた。

4. 今後の課題

(1) シカの生息情報の一元管理

今後のシカの生息情報の収集においては、雌雄や成幼等の詳細な情報収集が重要。

- ① シカの被害や雌雄、成幼の判別に関する情報の普及啓発。
- ② 国有林内での目撃、角こすり跡や繁殖期におけるオスの鳴き声に注目し情報収集。
- ③ 国有林内に立ち入る森林官、作業を行う事業者や狩猟者等から、作業中に確認されたシカの生息情報を収集し、関係機関でそれらの情報の一元管理及び情報共有を行う。

(2) モニタリング方法

① 自動撮影カメラによる確認について

侵入や被害が確認された地域で重点的に実施していくことが必要。

委員から、低密度地域におけるシカの確認手法として、秋から冬にかけて、1つの地域に自動撮影カメラ3,000基日（1～2km四方に自動撮影カメラ2～3台）程度の調査努力量が必要などの意見。

② シカの鳴き声による確認について

自動撮影カメラによる調査の代替として利用できる可能性がある。低密度地域では繁殖期でもオスジカの鳴く頻度は低いと考えられる。オスジカのなわばりを誇示する鳴き声に他のオス個体が鳴き返しを行う習性から、生息状況を確認するAAM法（江成, 2020）等を用いて生息情報の取得の可能性を高める等の工夫が必要。

③ 植生被害レベル・植生調査について

シカの嗜好性が高い植物への食害や、オスジカの8月末～2月に見られるスギ、ヒノキ等への角こすり跡に注目して、シカが移動に利用しやすい尾根や谷、林道沿い、平坦地等にベルトトランセクト法を用いた調査を実施するのが効率的。

④ 基礎調査について

シカによる被害の無い侵入初期段階において、希少な動植物の有無を把握するための文献調査や、植物相や昆虫類相の基礎調査の実施が望ましい。シカの侵入初期段階での基礎データを確保しておくことが、今後、シカ分布拡大の際、被害経過、植生回復の指標となる。

⑤ シカの捕獲について

現段階で、捕獲等の対策実施の具体体制を整えておくことが必要。

低密度地域では、農林業被害が発生しておらず、生息頭数も少ない状況であるため、有害鳥獣捕獲や個体数調整等の許可捕獲の実施が難しいと考えられる。しかしながら、モニタリング調査等で得られたメスジカの侵入及び森林被害の兆候を地元市町村に示し、早期対策を講ずることの重要性を訴えながら、有害鳥獣捕獲の許可を得るよう努力することが重要である。

委員から、シカ専属の捕獲従事者（テリトリーハンター）を事前に雇用するなどの考え方もあるといった意見。